

## (別添資料)

### 泉田県政 3 期 1 2 年間に生じた問題に関する具体的な内容

H 2 8 年 5 月 新潟県市長会 新潟県町村会

#### 1 知事と市町村との役割分担に関する問題

##### (1) 子ども医療費・子育て支援にかかる県の姿勢について

子ども医療費助成事業の県の負担は、全国最低の 3 歳未満であったが、この補助対象を拡大するよう市長会は要望していた。しかし、知事は要望とかけ離れた制度拡充を、市町村への相談もなく、たびたび予算案に計上するなど、県内市町村に大きな混乱を生じさせた。

市長会及び町村会からの度重なる抗議により、平成 28 年度から市町村の自由裁量となる交付金化が実現したが、予算額は前年度と比較して 2 千万円増の 12 億 5 千万円と、近隣県と比較しても依然として低い水準であり、交付金の制度設計で合意した「市町村が新たに実施する子育て支援策、独自に実施している通園バス運行事業や保育料の軽減策などの支援施策等に充てられる制度」の趣旨にはほど遠い状況である。

県は、市町村がこれまで行ってきた子育て支援に対する努力をもっと尊重し、県も積極的に対応していくべきと考える。

##### (2) 震災がれきの処理について

最終処分場での焼却灰の埋め立て作業に対し、知事が繰り返し過激な発言をした結果、新潟県は、東北 3 県の近隣県でありながら、がれき全体の 0.05% 程度の焼却処理しかできず引き受けた 18 都府県の中でも大幅に少ない量となった。

本県は、中越や中越沖地震、水害等で発生したがれき処理を他県に依頼した経緯もあり、結果的に東日本大震災の被災地からの期待を裏切り、十分な支援ができなかったことは極めて残念である。

##### (3) 市街地再開発事業に対する補助制度の打ち切りについて

市街地再開発事業に対する県費上乘せ補助が、平成 21 年度に、県事業に対する市町村負担金の廃止とのバーターという市街地再開発事業とは本来関係のない理由により、知事の判断で突然に打ち切られた。

このことは、コンパクトシティや中心市街地の活性化に対し、知事が後ろ向きであることに他ならない。

中心市街地の衰退を防ぐとともに、市街地の健全な発展に資する事業として、県の役割も重要と考えるので、補助の打ち切りは再考すべきである。

(4) 県央基幹病院の早期整備について

このたび、県央基幹病院整備基本計画(案)がまとまり、平成 34 年度中の竣工、平成 35 年度早期の開院を目標とする整備スケジュールが明らかにされた。そもそも計画(案)の基本コンセプトは、平成 20 年 8 月に県央 4 市町村が県知事に対し要望した内容とほぼ同じ方向感であるにも関わらず、以降、3 回に及ぶ同様な会議、委員会の設置を累々と重ね、判断を先延ばしたことにより、現在までに約 8 年もの歳月を費やしてしまった。県知事の強いリーダーシップにより一日も早く開院を願う圏域市町村にとっては、この度の後手となった県の対応には甚だ残念としか言いようのないものである。

今後は、これまでの遅れを取り戻すべく、県の責任において、建設用地の確保、設計・建設、運営主体の調整等の運営準備、アクセス道路の整備をはじめとした周辺環境整備など、様々な分野、単元の具体的な取組を早急、かつ確実に進めるべきである。

(5) 高速バス路線維持にかかる県の支援について

近年、地方における高速路線バスは、利用者の減少により路線の廃止や減便が相次ぐ状況となっているが、通勤・通学者をはじめ、高度医療を必要とする県民にとっても重要な生活路線であり、都市間交通に欠くことのできない基幹的な公共交通機関として市民生活を支えている。

このたび、高速バス路線の村上線及び津川・上川線について、新潟交通観光バスから「赤字、運転手不足のため平成 28 年 9 月末に廃止」が通知され、先般開催された「県生活交通確保対策協議会の下越地域分科会」で議論されたが、継続との結論が出なかった。

市町村域を越える高速バス路線の維持については、広域行政を担う県が主体となり財政支援制度の拡充などに早急に取り組むべきと考える。

(6) 介護施設に対する県の財政支援について

今回の法定 4 計画未策定問題では、介護難民等を生じさせないという論点を詰め切れなかったことが、未策定要因の 1 つと報道されているが、「介護難民を出さない」「入所待機者を減らす」「介護離職をなくす」ためには、低所得者でも入所しやすい特別養護老人ホームの整備が求められる。

国では平成 17 年度の三位一体改革に伴う社会福祉施設整備の再編を行い、地域の実情に合わせて施設整備を支援する「交付金」となり、どのように施設を整備するのか、都道府県による弾力的な運用が可能となった。

他県では、特別養護老人ホーム整備についてユニット型個室にこだわらない建設を認めているところもある。ユニット型個室は、利用者のプライバシーの確保など利点はあるが、入所費用が高額であり安価で入所できる多床室の要望が断然多い。

県が介護難民を出さない方針ならば、他県で承認されている多床室とユニット型個室の混在も、交付金の対象とするなど、制度の柔軟な運用をすべきと考える。

(7) 小木一直江津航路における県と市町村との役割分担について

小木一直江津航路の運行体制については、佐渡汽船における採算面での支障を考慮して県が1隻体制を決定し、新造フェリーの建造費60億円を、佐渡汽船、上越市、佐渡市、新潟県がそれぞれ分担することで計画を進めていたが、県は、15年間12億円を限度とした赤字補てんを行うことを決定した。

この対応については、佐渡汽船の企業努力を促すためには効果的であると評価する向きも一部にあるが、この航路は、本県における広域観光ルート振興の観点から、上越市、佐渡市のみならず関係市の期待がたいへん強く、県の果たすべき役割は極めて大きい。

このような観点から、今回の決定は、県と市町村との関係からは不自然な形での対応と受け止めており、今後の事業に係る県負担のモデルになるのではと危惧している。

したがって、県は、改めて関係市と連絡を密にし、関西方面からの誘客や外国人旅行客の取り込みをはじめとする佐渡周遊広域観光ルートの普及はもちろんのこと、県内の観光振興に主体的に取り組むべきと考える。

(8) 県予算に係る市町村との事前協議・調整について

平成25年に「県と市町村の協議の場」が設けられたものの、その後も、子ども医療費補助制度をめぐる数次の混乱や、介護資格取得支援策に関して県と市町村で類似の予算事業が並行して創設されるなど、調整を欠く事態が頻発し県への信頼を損なう状況となっている。

そこで、県が住民生活に密接に関わる事業予算の編成に際しては、事業構築段階から住民に身近で地域実情に精通する市町村と調整を行うとともに、県予算案の確定前に実質的な協議を行うべきと考える。

## 2 国や他の関係機関との関係から生じた問題

(1) 北陸新幹線における国等との調整について

北陸新幹線の速達タイプ「かがやき」が、新潟県内駅に停車しないことに関し、知事並びに地元市は「地元負担相応の利益が得られない」として、国・鉄道建設公団に対して強く要請したところであるが、結果として開業時点での停車は実現しなかった。

この結果については、JR各社による経営判断によるものと認識している市も一部にあるが、この問題をめぐる知事の姿勢により、国やJR東日本、近隣県との信頼関係を損なう危機もあったとの認識もある。

今後、北陸新幹線における速達タイプの停車の実現をはじめ、今後の北陸新幹線及び上越新幹線の県内における利便性の向上に向け、近隣県や国、JR各社との更なる意思疎通に積極的に取り組む必要があると考える。

## (2) 国直轄事業と県との調整について

同一県内で完結する国道の整備を県へ移管するという地方分権の方針について、知事は異議を唱え、平成 20 年 11 月から国が進めていた一般国道 116 号(仮称)吉田バイパス都市計画の決定作業を中断した。その後も国直轄で整備したのちに県が移譲を受けるといったスタンスを堅持し続けて 6 年以上が経過し、平成 27 年 3 月に「当面は移譲を受けない」という形でようやく国との調整が図られた。

国との調整が図られる間の労力はもちろん、工事が進まなかった期間における地元の経済や交通環境などに与えた影響は非常に大きく、知事の責任は重大である。

そのことを十分認識し、最重要課題として早急に(仮称)吉田バイパスの都市計画を決定する必要があると考える。

## 3 知事と職員との意思疎通に係る問題

### (1) 県の医療・福祉法定 4 計画の未策定問題について

法定計画の未策定問題について、県の調査では市町村に直接的な影響はなかったとしているが、一部の市町村から「県及び各圏域の見込量や各種データが示されなかったため、市町村の計画策定の際にそれらの数値や県平均の水準、圏域別の方向性などを参考にできず、前回計画との比較、伸び率の適用程度にとどまり、計画の精度が落ちてしまった」との声がある。また、重症心身障害児対応などの新たな課題にかかる県の方針や考え方が示されなかったため、市町村としても今後の方向性が市民に示せない状況となった。

この原因として、県の内部で知事と職員の間には軋轢があったという県職員 O B の証言もあり、我々の責任に言及したり監査委員会に調査を任せたりせず、知事自らの判断によるところに起因した結果であると真摯に認めるべきであった。また、これまでの説明が事実と食い違った理由について、自ら事実関係を明らかにし県民に説明することもトップの責任であると考ええる。

### (2) 子ども医療費・子育て支援にかかる県予算編成時の混乱について

子ども医療費助成事業の県の負担は、全国最低の 3 歳までであったが、この補助対象を拡大するよう市長会は要望していた。

しかし、平成 25 年度予算で知事は、一方的に 3 子以上世帯への助成対象を中学生から高校生の多子世帯を対象とすることとした。この拡充は我々の要望とはかけ離れたものであったため、強く要望してきた結果、補助増額分の充当対象は市町村の自由裁量とすることでようやく決着した。

それにもかかわらず、翌平成 26 年度予算において、知事はまたも相談なく、2 人以下世帯の高校生まで補助対象を拡充することとした。

市長会からの抗議の結果、2 年後の平成 28 年度予算において、市町村の自由裁量となる交付金化が実現した。しかし、この間の事務方の苦労と混乱はまったく惨憺たるものであった。

### (3) 上水道の汚泥処分について

全国の都道府県では、廃棄物処理法に基づき国が定めた基準に従い、放射性濃度が 8,000Bq/kg 以下の汚泥を埋め立て処分しているが、新潟県のみが県の指導により各市町村等の浄水場に仮置き保管している。

しかし、その頃の経緯をみると、県からの通知に混乱が見られるなど、県庁内部の意思疎通に齟齬があったのではないかと考える。

この課題をこれ以上放置することには問題があることから、早急に県の責任で処分できる環境を整えるべきである。

## 4 知事自身の意見により事業等に遅れ等が生じた問題

### (1) 原子力災害に係る広域避難計画について

県内の柏崎刈羽原子力発電所から 30km 圏内を有する市町村は、原子力災害に備えた避難計画（初版）を策定したが、市町村レベルで実施できる対策には限界がある。

今後は、30km 以遠の住民避難計画の策定をはじめ、広域避難ルートや交通手段の確保、避難退域時検査の実施手法、安定ヨウ素剤の配布方法、社会福祉施設の避難先の確保など、検討しなければならない課題が山積しており、県のリーダーシップにより実効性のある計画を早急に取りまとめる必要がある。

また、P A Z・U P Z 区域内の病院及び福祉施設などにおける避難計画の策定についても早急に検討を行い、県が策定する行動指針に速やかに反映させる必要がある。

このように、県が策定する行動指針への対応の遅れが市町村防災計画や避難計画の見直しの遅れに繋がることから、県として課題への対応を早急に検討すべきと考える。

### (2) 上水道の汚泥処分について（再掲）

既に述べたように、全国の都道府県では、廃棄物処理法に基づき国が定めた基準に従って放射性濃度が 8,000Bq/kg 以下の汚泥を埋め立て処分しているが、新潟県のみが県の指導により各市町村等の浄水場に仮置き保管している。

その結果、県内市町村の放射能汚泥の保管量は、平成 27 年 10 月末で約 28,300 トンにもなっており、近隣住民から速やかな処分を求められるなど社会問題化している。県には、再三、速やかな処分方針の決定を要望しているが、明示されないまま現在に至っている。

また、県は、東京電力に対しすべての汚泥の引き取りを要請しているが、既に 4 年の歳月が経過しており、依然調整がつけられず増え続けている現状にある。この課題をこれ以上放置することには問題があることから、早急に県の責任で処分できる環境を整えるべきである。

(3) 県央基幹病院の早期整備について（再掲）

既に述べたように、県央基幹病院整備基本計画（案）がまとまったが、この中で基幹病院の設置場所とされている三条市上須頃地区は、知事の強い意見により決定したと認識している。慢性的な渋滞回避のためのアクセス道路の整備や異常降雨時の冠水対策などの課題解消を確実に行うべきである。

(4) 国直轄事業と県との調整について（再掲）

既に述べたように、同一県内で完結する国道の整備を県へ移管するという地方分権の方針について、知事は異議を唱え、平成20年11月から国が進めていた一般国道116号(仮称)吉田バイパス都市計画の決定作業を中断した。その後も国直轄で整備したのちに県が移譲を受けるといったスタンスを堅持し続けて6年以上が経過し、平成27年3月に「当面は移譲を受けない」という形ようやく国との調整が図られた。

自らの考えにこだわり、いたずらに時間を費やしたことを十分認識し、最重要課題として早急に(仮称)吉田バイパスの都市計画を決定する必要があると考える。

(5) 震災がれきの処理について（再掲）

最終処分場での焼却灰の埋め立て作業に対し、知事はがれきの処理は「殺人行為である。」と、極めて危険な行為であるという持論を繰り返した。

しかし、他の都府県で新潟県をはるかに上回る量のガレキを焼却したが、知事のような発言をした他県の知事は一人もない。

一体、何を根拠にしてあのような非常識な発言をしたのか、まったく理解に苦しむ。知事たるもの、多くの意見に耳を傾け、その発言にはより慎重であるべきである。

## 5 その他の理由による事業等の遅れの問題

(1) 県有施設の老朽化への対応について

胎内市の下越スポーツハウス、妙高市や南魚沼市のスキージャンプ台などの県立スポーツ施設は、国体の開催や競技人口の拡大、そして選手育成などに一定の成果をあげて今日に至っているが、これまで適切な管理がなされていたとは言い難い面があり、施設の老朽化が急速に進んでおり、国体競技の開催などを引き受けることが厳しい状況となっている。

県は、老朽化している県立のスポーツ施設について、早急に必要な改修や補修等を進めるべきである。

(2) 土木部予算、特に、砂防予算の大幅な減少について

県の土木予算の減少が著しくなっており、道路や河川の維持管理などに大きな支障が生じている。知事就任前の平成16年度と平成28年度の当初予算を比較すると、道路橋りょう費及び河川海岸費はそれぞれ約4割強の大幅減となっている。その中でも、特に砂防予算は、近年頻発しているゲリラ豪雨などによる土砂災害から、人命や財産を守るために予算を増額して積極的に整備する必要があるが、約2割の減少となっており、安全性が十分に確保されている状況にあるのか憂慮している。また、要配慮者利用施設の配置状況等を踏まえ、重要度の高い未整備箇所の対策も早急に推進する必要があると考える。

防災対策の遅れによる土砂災害の発生は、県や市町村に賠償責任問題が生じることにもなるため、地区別の対策の現状を県民に公表すべきである。

## 6 全県発展のための県知事のリーダーシップの問題

(1) 新潟空港へのアクセス強化について

地方空港を取り巻く環境が厳しさを増すなか、新潟空港が国内外から利用しやすい空港として認知され、地域間競争を勝ち抜いていくためには、早急なアクセス改善が必要であり、バスを利用した短期改善施策の継続とあわせて、中・長期的な改善施策の早期決定が求められている。

こうした空港アクセス構想などの拠点間交通構想は、かねてより県が責任をもって取り組む予定であったが、現在、まったく進展がみられない。

空港アクセス改善の実現に向けた取組みを早急に進めるとともに、新潟空港アクセスの中・長期的改善施策の早期決定と実現に向けた取組を強く望む。

(2) 北陸新幹線開業後の県全体の交通網強化について

北陸新幹線開業により、上越新幹線とあわせ県内に2つの新幹線を擁することとなったが、この効果をさらに県下広域に波及させるためには、在来線との接続や高速化・安定運行に向けた改善を図る必要がある。これまでも羽越本線の高速化改良を早期に実現すべく、毎年県市長会を通じて県に要望活動を行っているが、県としての具体的な検討は進展していない状況にある。

陸海空の交通インフラを最大限活用した県全体の交通網の強化に向け、県主導による広域的な観点からの積極的な取組みが必要と考える。

(3) 航路・航空路の拡大について

新潟港のコンテナ貨物取扱量は伸び悩みの状況であり、また、近年、外国から我が国への寄港が増えているクルーズ客船については、他港に比べ新潟の知名度は低い状況にある。

コンテナ貨物の取扱量の増加を図るためには、日本海横断航路を含めた海上輸送航路の延伸を図ることが必要であり、クルーズ客船のさらなる誘致を進めるためには、海外でのセールスの充実が重要である。

また、航空路の拡大については、インバウンドを取り巻く航空需要に合わせて国内各地の空港が利用者数を伸ばしている一方で、新潟空港の国際線利用者数はむしろ減少傾向にある。新たな航空路の開設や増便の交渉などは、県が中心となって県内の市町村や民間団体を取りまとめて、オール新潟で利活用策に取り組んでいるが、なかなか活路を見いだせない状況となっている。

今後は、さらなる航路・航空路の拡大に向けて、県知事による一層のトップセールスが求められると考える。

## 7 県政に対する今後の課題

### (1) 病児・病後児保育施設整備に対する支援の拡充について

病児・病後児保育については、多くの保護者から要望があることから、施設整備に対する補助対象面積や補助率の改定、補助基準単価の増額などの補助の拡充を図るとともに、施設運営に対する助成及び小児科医師、看護師の確保等にかかる県の支援を拡充すべきと考える。

### (2) 水道事業の広域化への支援について

老朽化した浄水場施設の更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少など、水道事業における経営環境が厳しさを増している。今後は、市町村等の水道事業の広域連携を進めていくことが、経営環境改善の有効な手段になると考えているが、現状の財政支援制度では不十分である。

県の支援体制、支援策を早急に強化するとともに、水道事業の広域化を進めるため、新たな枠組みによる支援制度の創設を国に要望すべきと考える。

### (3) 医療過疎に対する県の取組について

新医師臨床研修制度などにより、県内の地域によっては、医師の偏在や不足等が進み、地域医療の崩壊が現実のものとなっている。

その対策については、県に対して各市町村から強い要望がなされているが、真摯な取り組みがみられず、過疎地域等における医師不足は顕著となった。

未だ県全体での医療体制の充実が図られておらず、また、高齢者の自殺も増加している。

県は、もっと県全体を見渡した対策を進めるとともに、過疎地域等に対する医療体制の整備を早急に進める必要がある。